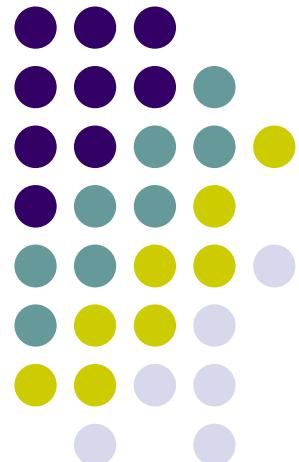
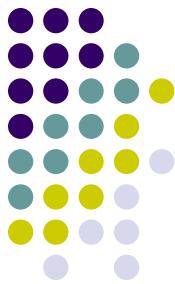


ビジネスモデル特許 について

November 17, 2007

川端純市





ビジネスモデル特許とは？

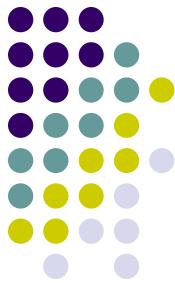
ビジネスモデルとは？

= ビジネスの方法、ビジネスの仕組み
(企業や組織の管理、経営、運営方法、
財務データの処理、等)

ビジネスモデル特許とは？

= ビジネス方法に関する特許
「ビジネス特許」、「ビジネス方法特許」
「ビジネス関連特許」
cf. 発明=「ビジネス関連発明」

ビジネスモデルブームの発端



■ステート・ストリート・バンク事件 (1998年 米国)

ステート・ストリート・バンク v.
シグネチャ・フィナンシャル・グループ(権利者)

※ハブ＆スポーク特許 (USP5193056)

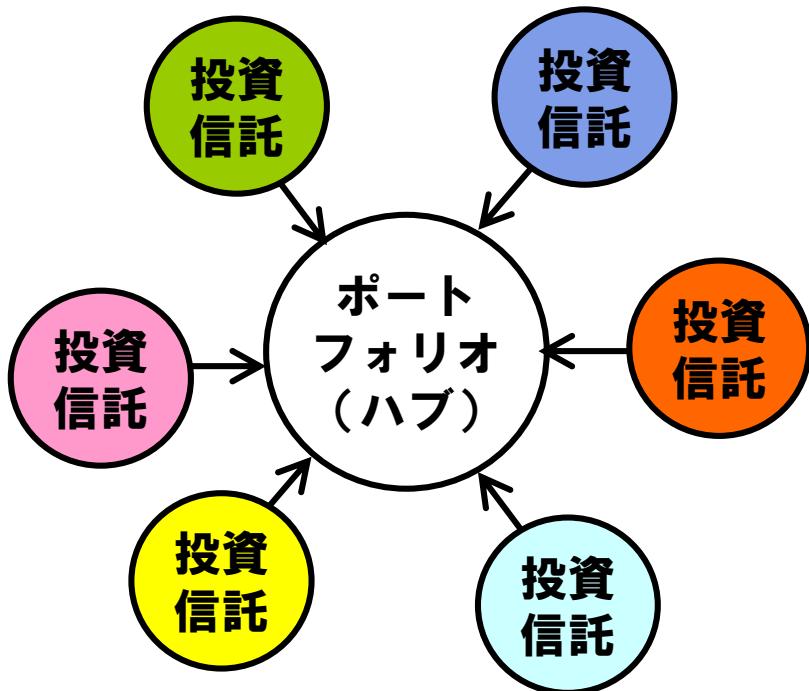
「ハブ・アンド・スポーク金融サービス形態のための
データ処理システム」



ステート・ストリート・バンク事件

ハブ＆スポーク特許 (USP5193056)

シグネチャ・ファイナンシャル・グループの「ハブ・アンド・スポーク」という金融商品に関する特許

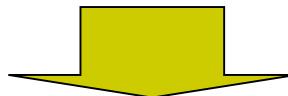




ステート・ストリート・バンク事件

ステート・ストリート・バンクの主張

「クレームされた発明は数学的アルゴリズムまたはビジネス手法そのものであり、特許法上の発明(35U.S.C. § 101)に該当しない。」



CAFC判決

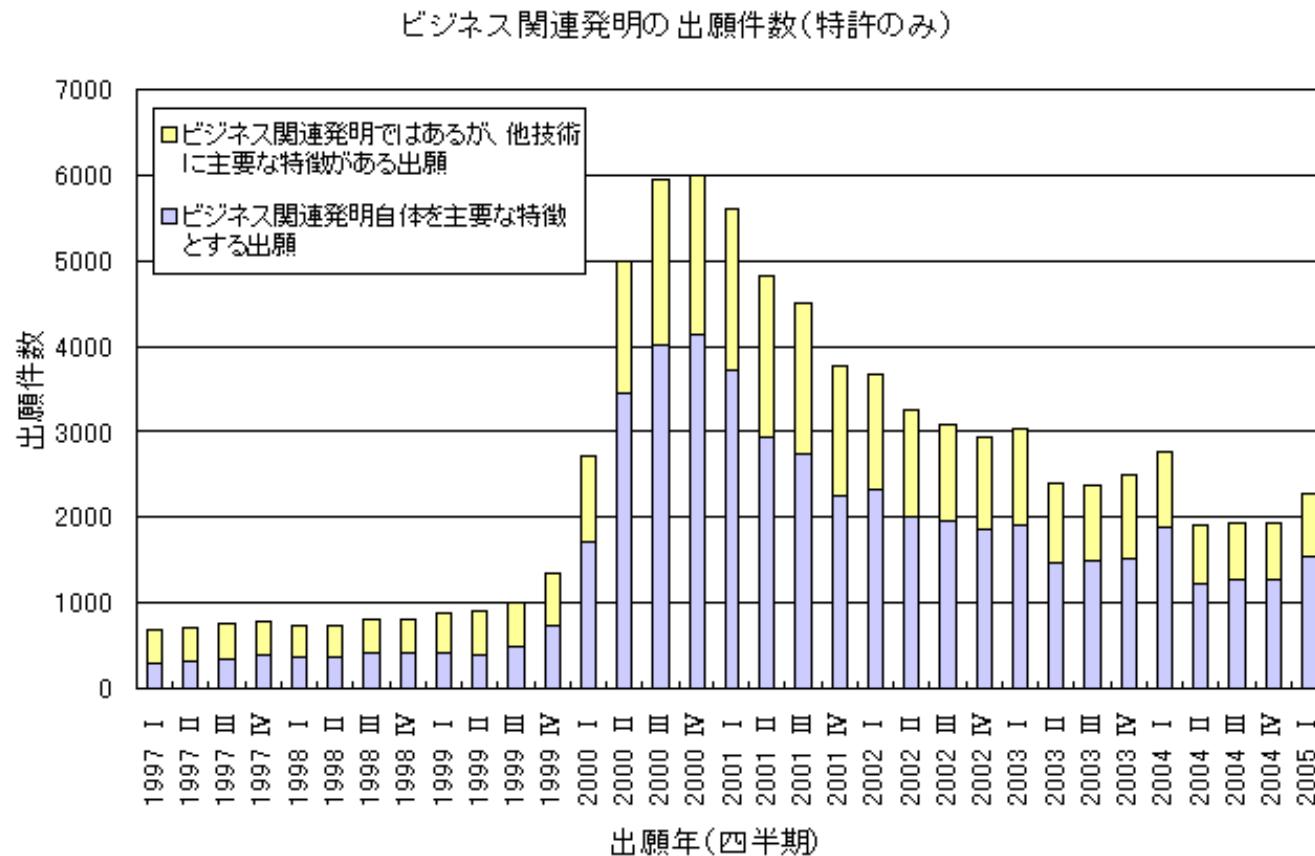
「有用で具体的でかつ実体的な結果(a useful, concrete, and tangible result)をもたらすものは、特許法上の発明に該当する。」

→ **ビジネス方法も法定の主題たり得る！**

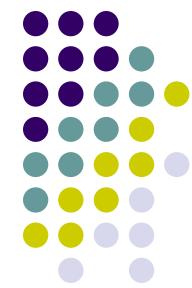


我国では…

米国より少し遅れてブーム(インターネットの普及との相乗効果)
2000年頃ピーク、現在は落ち着いている



(特許庁HP「ビジネス関連発明の最近の動向について」より)



特許庁(JPO)の対応

2000年10月、ビジネス方法の特許についての
対応方針の発表

- ・審査基準の明確化
(ビジネス関連発明を含むコンピュータ・ソフトウェア(CS)関連発明の審査基準の改訂)
- ・先行事例情報の充実・強化
- ・審査体制の充実
(ビジネス関連発明の分野に通じた審査官等の育成、「電子商取引審査室」の設置)
- ・特許分類(FI)、等



権利化における留意事項(1)

■「発明」であること(特許法第29条柱書)

発明の成立性

発明とは、

「自然法則を利用した技術的思想の創作

のうち高度のもの」(特許法第2条1項)

(経済法則、人為的取り決め、人間の精神活動等は排除)

ビジネス方法 = 人為的取決め等に該当

自然法則を利用したものではない

∴発明に該当しない



権利化における留意事項(1)

■「発明」であること(特許法第29条柱書)

(CS審査基準)

「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されていれば、

『自然法則を利用した技術的思想の創作』
に該当する」

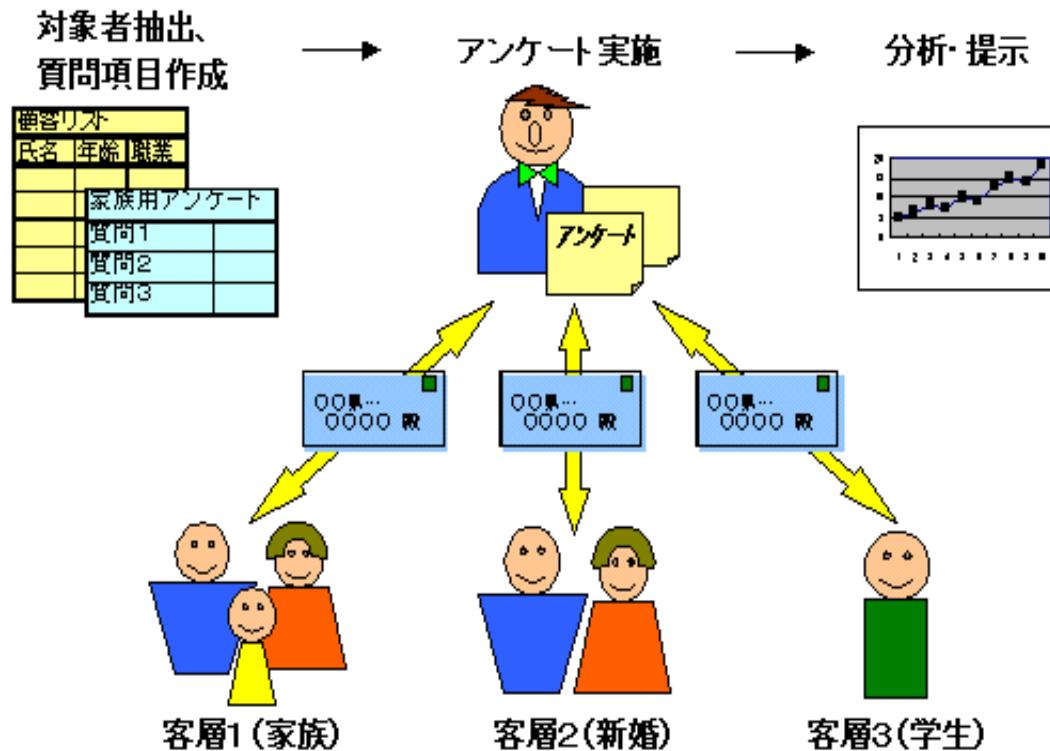


∴クレームに係るビジネス方法に関する発明が、
ハードウェア(コンピュータ、ネットワーク等)を用
いて具体的に実現されていればOK



留意事項(1) 発明に該当しない事例1

■市場調査・分析方法 (ビジネス方法 자체を特許請求しているもの)



(特許庁HP「特許にならないビジネス関連発明の事例集」より)



留意事項(1) 発明に該当しない事例1

【特許請求の範囲】

市場調査対象となる商品と調査目的を決定するステップと、
アンケート対象者を客層毎に抽出するステップと、
客層毎に、その客層と調査目的に対応する質問項目を決定するステップと、

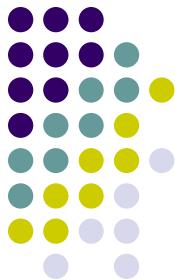
抽出された各客層のアンケート対象者に対して、対応する質問項目からなるアンケートを送付し、回答を回収するステップと、

回答について客層毎にかつ質問項目毎にデータ集計するステップと、

集計結果を、客層毎にかつ質問項目毎に提示するステップと、
からなる市場調査・分析方法。

※客層毎に商品に関するアンケートを実施し、結果を分析・表示するというビジネス方法自体は、人為的な取決めや経済法則に基づくものなので特許にならない。

留意事項(1) 発明に該当しない事例1—a



【特許請求の範囲】

市場調査対象となる商品と調査目的を入力するステップと、顧客管理情報に基づいて、アンケート対象者を客層毎に抽出するステップと、客層毎に、その客層と調査目的に対応する質問項目を決定するステップと、抽出された各客層のアンケート対象者に対して、コンピュータネットワークを介して対応する質問項目からなるアンケートを送付し、コンピュータネットワークを介して回答を回収するステップと、回答について客層毎にかつ質問項目毎にデータ集計するステップと、集計結果を、客層毎にかつ質問項目毎に端末に表示するステップと、からなるコンピュータネットワークを利用した市場調査・分析方法。

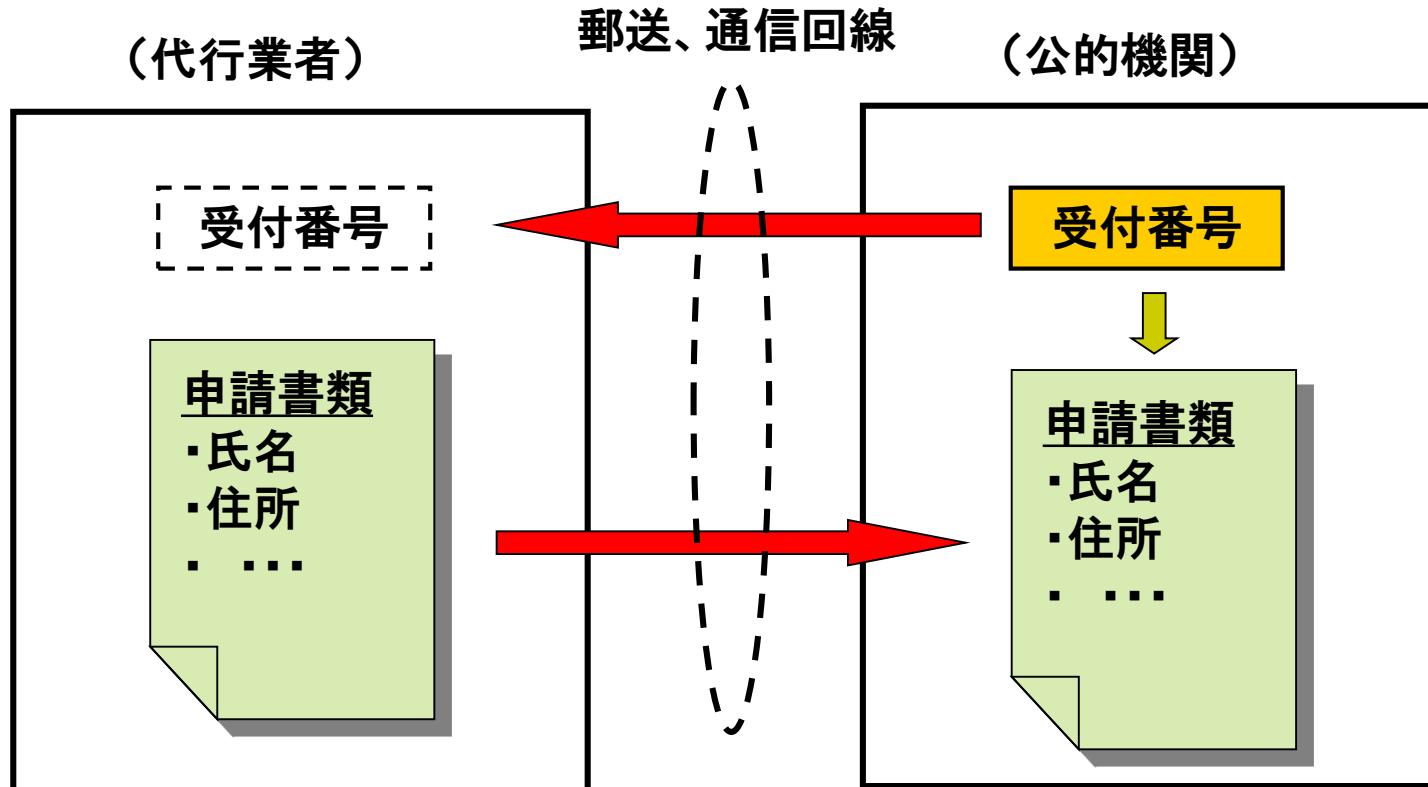
※一部のステップで、コンピュータネットワークを利用しているが、アンケートの送付等を実施するための道具として用いられているにすぎず、本方法を行う一連のステップをコンピュータが行うものではないから、全体として自然法則を利用しているとはいえない。

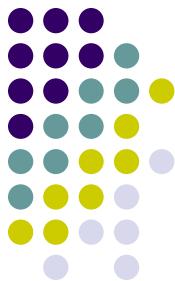
(特許庁HP「特許にならないビジネス関連発明の事例集」より)

留意事項(1) 発明に該当しない事例2



■申請書類受付処理システム





留意事項(1) 発明に該当しない事例2

【請求項1】

申請書類の作成及び申請を代行する代行業者と、申請された書類を受け付ける公的機関からなる申請書類受付処理システムにおいて、

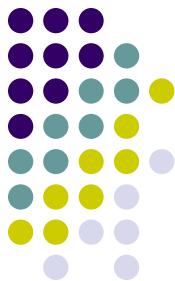
前記代行業者は、申請書類に対応するフォームに申請人の氏名、住所等の必要な事項を入力することにより申請書類を作成し、該申請書類を郵送又は通信回線を介して公的機関に送付する処理を行い、

前記公的機関は、申請された書類に記入漏れがあるか否かを検出して、記入漏れがない場合に受付番号を付与すると共に、該受付番号を申請元の代行業者に郵送又は通信回線を介して送付する処理を行う、

ことを特徴とする申請書類受付処理システム。

※所謂「コンピュータ・システム」ではなく、人為的な取り決めである社会的な仕組み(社会システム)にすぎないから、全体として、自然法則を利用した技術的思想の創作ではない。

(特許庁HP「ビジネス関連発明に対する判断事例集」より)



留意事項(1) 発明に該当する事例

【請求項1】

申請書類の作成及び申請を代行する代行業者側に設置される代行業者端末と、申請された書類を受け付ける公的機関に設置され、該代行業者側コンピュータと通信ネットワークを介して接続される公的機関コンピュータからなる申請書類受付処理システムにおいて、

上記公的機関コンピュータは、

申請された申請書類データと代行業者IDと受付番号が記憶保存される申請書類記憶手段と、

上記代行業者端末から送信された申請書類データ及び代行業者IDを前記申請書類記憶手段に順次書き込む手段と、

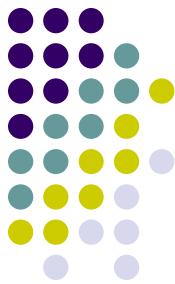
該申請書類記憶手段に記憶された申請書類データ及び代行業者IDを順次読み出して、当該申請書類データにNULLコードが含まれるか否かにより申請内容の記入漏れを検査する手段と、

読み出した申請書類データに記入漏れがない場合に受付番号を付与して前記申請書類記憶手段に記憶させると共に、前記代行業者IDに基づいて前記受付番号を前記代行業者端末に前記通信ネットワークを介して送信する手段と、

を備えることを特徴とする申請書類受付処理システム。

※ソフトウェアによる情報処理がコンピュータのハードウェア資源を用いて具体的に実現されたことが記載されている。

(特許庁HP「ビジネス関連発明に対する判断事例集」より)



権利化における留意事項(2)

■明細書の記載用件(特許法第36条第4項)

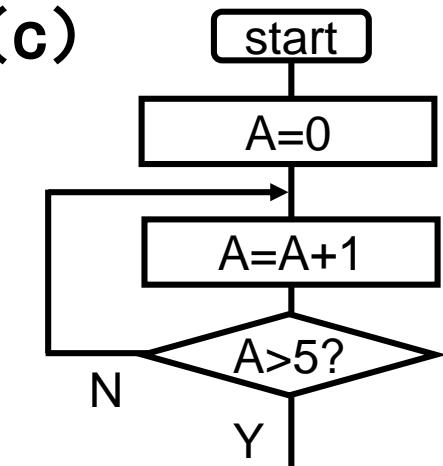
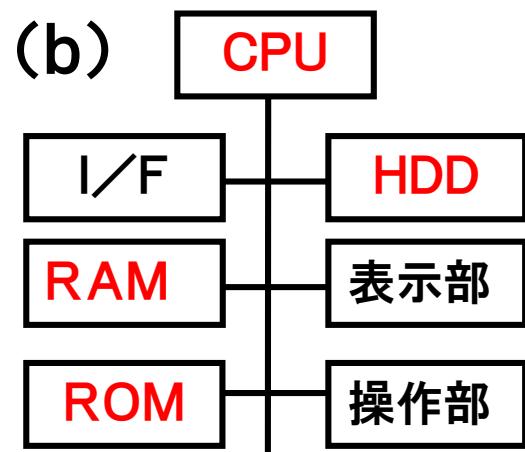
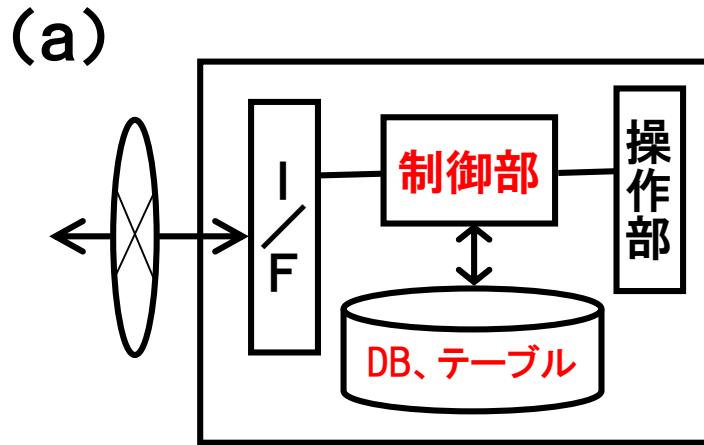
実施可能用件

ハードウェア資源を用いて具体的にどのように実現されているかが分かるよう実施の形態を記載する

(a)機能ブロック図(制御部、記憶部、DB、テーブル等)

(b)コンピュータの基本的な構成図

(c)フローチャート





権利化における留意事項(3)

■進歩性(特許法第29条第2項)

当業者の通常の創作能力の発揮に該当する例

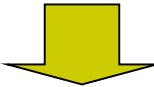
- (1)他の特定分野への適用
- (2)周知慣用手段の付加又は均等手段による置換
- (3)ハードウェアで行っている機能のソフトウェア化
- (4)人間が行っている業務のシステム化
- (5)公知の事象をコンピュータ仮想空間上で再現すること



権利化における留意事項(3)

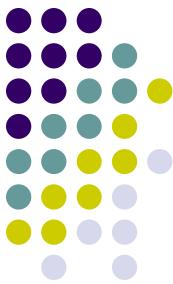
■進歩性(特許法第29条第2項)

新規なビジネス方法を公知の情報技術によって実現したものである場合は？



全体として独創的であれば、部分的に公知のものが含まれていても、「進歩性」は認められ得る

(※ビジネス方法 자체が進歩性を有するか否かを判断するのではなく、**ビジネス方法を具体的に実現した発明(情報処理装置等)が進歩性を有するか否かが評価される**)



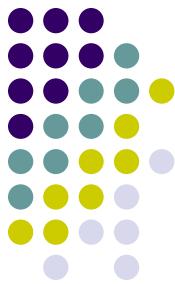
最後に...

1. ビジネス方法**自体**は特許にならない

(\because 発明に該当しない)

2. ビジネス方法をシステム化したものは、
特許の可能性がある

(ビジネス方法をハードウェア資源(コンピュータ、ネットワーク等)を用いて具体的に実現する必要あり、
ハードウェア資源の単なる利用はダメ)



おまけ:ビジネスモデル特許(事例1)

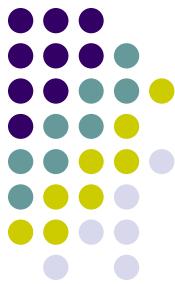
■ 婚礼引き出物の贈呈方法

(特許第3023658号 → 登録後取消し)

【請求項1】

引き出物贈呈者が、贈呈者名欄・贈呈者住所欄・数種に群分けして引き出物明細を記入した引き出物グループ欄を有する贈呈リストを用いて、贈呈者と贈呈者別の前記グループを特定して引き出物の送り届けを委託者に委託し、続いて、前記委託者は前記贈呈リストに基づく贈呈者毎の送り先と送り届け日を確認整理し、しかるのち、任意の輸送手段によって前記贈呈リストによる指定引き出物を、前記確認整理による指定場所へ指定日に送り届けする、ことを特徴とする婚礼引き出物の贈呈方法。

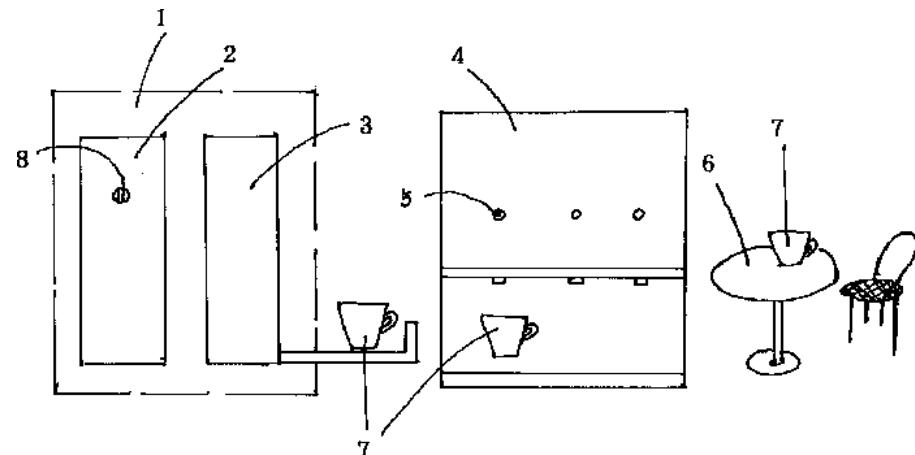
おまけ:ビジネスモデル特許(事例2)



■オートカフェ (特許第2804633号)

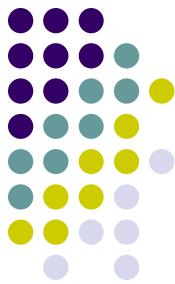
【請求項1】

来店したお客様が自動食器
貸し機に硬貨を投入し、
食器を借り受けその器に
飲食物供給装置より飲
食物を入れてテーブルに運
んで飲食するようにした
自動飲食店



- | | |
|-------------|----------|
| 1. 自動食器貸し機 | 5. 選択ボタン |
| 2. コインメカニズム | 6. テーブル |
| 3. 食器搬出部 | 7. 食器 |
| 4. 飲食物供給装置 | 8. 金銭投入口 |

おまけ：ビジネスモデル特許（事例3）



■葬儀方法（特許第2912597号）

【請求項1】

葬儀の祭壇に設置された一のスクリーンと、故人の遺影を上記スクリーンに映写するスライド映写装置と、故人の生前の活動を撮影したビデオ画像を上記スクリーン上に映写するビデオ映写装置と、これら2種の映写装置による映写を葬儀の進行に合わせて切り替える切替手段とを備えた葬儀用映像装置を使用し、

葬儀の開始のときには、上記切替手段を操作して上記スライド映写装置から上記スクリーンに故人の遺影を映写するステップ、

弔辞のときには、上記切替手段を操作して上記ビデオ映写装置またはスライド映写装置を適宜切り替えて選択し、上記スクリーンに故人の生前の活動を撮影したビデオ画像またはスライド画像を逐一的に映写するステップ、

葬儀の終了のときには、上記切替手段を操作して上記スライド映写装置から上記スクリーンに故人の遺影を映写するステップ、を含むことを特徴とする葬儀方法。



おまけ: その他のビジネス特許事例

(1) 振込み処理システム(特許第3029421号)

本特許の出願人(三井住友銀行)は本特許に基づきビジネスモデルを構築し、「パーフェクト」という入金照合サービスを提供している。

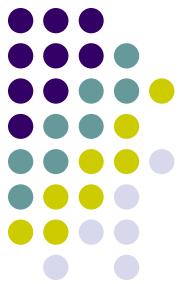
(2) 広告情報の供給方法、登録方法(特許第2756483号)

インターネットを利用して広告情報を供給するシステムに関する。インターネットの地図情報サービス「マピオン」で利用されている。

(3) 通信ネットワークを介して購入依頼の申込みをする方法及びシステム(USP5, 960, 411)

いわゆる、アマゾン・ドットコム社の「ワンクリック」特許。

… 等々



Thank you.